

## 第4章 計画の推進体制

### 1 計画の周知・普及

地域福祉を進める上で、本計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、市民、企業、ボランティア団体、NPO、福祉事業所、社会福祉協議会、行政等の、本計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが重要となります。

そのため、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、計画書の内容を抜粋した概要版を作成し、地域づくりに関するイベント、地域懇談会や地域支えあい推進会議などの場を活用して、計画の周知と地域福祉への理解を図ります。

### 2 協働による計画の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支え合い、助け合える地域を実現するためには、市や社会福祉協議会の取り組みだけではなく、市民、企業、福祉事業所、関係機関・団体等の連携・協働が欠かせません。それぞれの立場に応じた役割を担い、地域課題を共有しながら、協働して地域福祉を推進する必要があります。

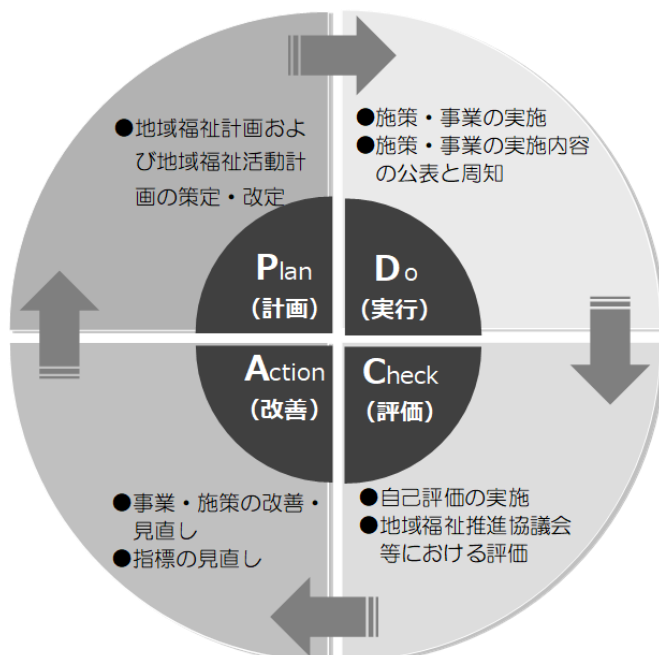
また、保健・医療・福祉の分野に加え、教育・建設・商工・生活環境等様々な分野との連携が必要となるため、庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係各課との連携・情報共有に努めます。

### 3 計画の進行管理・評価

#### (1) PDCA サイクルに基づく計画の推進

本計画に基づく施策を効果的かつ着実に実行するためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。そのため、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、必要に応じて計画の見直し、改善に努めます。

#### ■計画の進捗管理・評価におけるPDCAサイクルのイメージ



## **(2) 地域福祉推進協議会による点検・評価**

本計画の進捗状況を様々な視点から点検・評価するため、市民からの公募委員、地域の組織・団体、福祉関係者などからの選出委員、学識経験者、関係職員などにより構成する地域福祉推進協議会を設置し、施策の評価、見直し、改善について検討を行います。

## **(3) 地域懇談会、庁内および社会福祉協議会での点検・評価**

次期計画の策定にあたり、必要に応じてアンケート調査を実施したり、市民参画による施策・事業の評価を行うために地域懇談会の場等において計画の点検・評価に取り組みます。

また、定期的に庁内関係各課および社会福祉協議会による各施策の進捗状況等の確認を行います。